

令和7年度 水俣・芦北地域県外催事出展経費等助成事業実施要領

1 目的

水俣・芦北地域雇用創造協議会（以下「協議会」という。）では、第七次水俣・芦北地域振興計画の基本施策1「水俣・芦北地域への「流れ」の拡大」に基づき、高い付加価値を生む産業づくりを推進するため、水俣・芦北地域（以下「当地域」という。）の特産品等のPR及び販路開拓に取り組む地域内事業者等（以下「事業者」という。）を支援することで、当地域の産業振興及び雇用創出を図ることを目的とする。

2 事業の概要

県外で行われる特産品フェア等の催事または見本市等に出展する事業者に対して、出展に要する経費の一部（以下「助成金」という。）を助成する。

(1) 助成条件

- ・ 当地域内に本社、事業所を構える事業者であること。
- ・ 出展する商品は当地域で生産されたもの、もしくは原材料に当地域の産品を使用していること。
- ・ 事業者の催事等への出展が2日以上であること。
- ・ 1事業者につき、1催事等あたり1名までとし、年2回までとする。
- ・ 同様の内容に対して、国、県、市町等の補助金等を重複した形で受けることはできない。
- ・ 事業に従事する者を当地域内から派遣する場合に限り、催事等場所までの交通手段・宿泊場所を問わず、催事等の出展日数に応じて、一定額とする。

(2) 助成金額

助成金額については、固定額と変動額の合算額として算出する。ただし、上限額は10万円とする。

$$(\text{助成額}) = (\text{固定額}) + (\text{変動額})$$

なお、固定額と変動額の金額は、以下のとおりとする

区 分		金 額
固定額	北海道	30,000円
	東北・関東・中部	20,000円
	中国・四国・近畿	15,000円
	九州 ※	5,000円
	海外	50,000円
変動額		10,000円 × (催事等出展日数)

※熊本県内及び鹿児島県北薩地域で行われる催事等への出展は対象外とする。

3 申請手続きの概要

(1) 申請期限

催事等出展初日の2週間前まで

(2) 想定件数

10件程度

※予算がなくなり次第終了とする。

(3) 申請に係る提出書類

水俣・芦北地域県外催事出展経費等助成事業申請書（様式1）

(4) 申請資格

当地域内に事業所を有し、当地域で活動している事業者であって、以下の要件をすべて満たす事業者であること。

- ・ 宗教活動や政治活動を目的としたものでないこと。
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項、同条第5項及び同条第11項に規定される営業を目的としたものでないこと。
- ・ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者もしくは公職にある者又は政党を推薦、支持、反対することを目的としたものでないこと。
- ・ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）の統制下にあるものでないこと。

4 成果の報告

申請事業者は、催事等への出展が完了した場合は、水俣・芦北地域県外催事出展経費等助成事業成果報告書（様式2）を速やかに協議会へ提出する。

5 助成金の請求

申請事業者は、請求書（様式3）を協議会へ提出するものとする。

6 助成金の支払い

協議会は、提出された成果報告書及び請求書に不備がないことを確認したうえで、申請事業者に助成金を支払うものとする。

7 助成の取消等

申請事業者が実施した内容が、申請した内容に反すると認められる場合には、助成を取り消し、既に支払った助成金の全部又は一部を返還させることができる。

8 雑則

この要領に定めるもののほか必要な事項については、別に定める。